

## 平成16年度福島家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成16年12月14日（火）午後1時15分～午後3時15分
- 2 場 所 福島家庭裁判所会議室（3階）
- 3 出席者 安齋利昭，飯島 泰，加藤三枝子，羽田トモ子，福島成子，本間陽子，  
矢 正彦，矢部久美子（敬称略，五十音順）

### 4 開会等

- 開会
- 委員長選任
- 委員長挨拶
- 新任委員紹介及び挨拶

### 5 議事

- 前回の委員会後の報告

6月1日に実施した家庭裁判所委員会において、委員から出された意見についての検討結果を報告した。

- 「多様な分野から参与員を確保するためには」について

実際に参与員を利用したケースについて概要を説明した後、次のような意見交換等があった。

- 活用された参与員は、どのような人か。
- 参与員の選定においては、裁判所から幅広く一般に呼びかけて、色々な分野の方に公募して、その中で推薦するという形が良いのではないか。
- 参与員確保のための広報計画は、どのように考えているか。

（裁判所）

主に調停委員の経験がある方が多く、年齢的には、福島家裁の場合は50歳代、60歳代の方々が中心だったと承知している。参与員制度が4月から始まったばかりで間がないこともあり、比較的そのような方々が多くなった。

人事訴訟に国民の意見や常識を反映させるための国民参加という意義から、年齢層や職業も含めて幅広く募集しており、選考の際は幅を持たせるようにしている。今後、参与員の活用事例が重なるにつれて、実務上の必要性からも確保しなければならない。また、参与員確保のための広報については、裁判部の方とも相談しながら、効果的で実効性があるものを計画すべく模索しているところであり、何かアイデアがあればお寄せいただきたい。

▪ 「児童虐待の防止に関する家庭裁判所の取組」について

児童虐待問題に家庭裁判所がどのように関わっているかについて概要を説明した後、次のような意見交換等があった。

- ある研修会で子供の躰まで虐待に当たる場合があるというようなアンケートを見せていただいた。躰まで虐待と言われると、保護者が子供の躰をしたくても躰ができなくなる面もあり、躰と虐待の線引きが難しいと感じている。
- 報道する立場としては、児童虐待を報道するということは、二度と繰り返して欲しくないという一つの啓蒙という面がある。昔は近くに祖父母とか、それから地域社会の中にも、自分が息詰まった際に頼れる存在がいたが、現在は家族構成とかもあって、そういう部分がなくなってきており、自分の気持ちをどうコントロールして良いのか分からなくなって、それが児童虐待の原因となることもある。基本的な人間関係の関わり方が、現在社会の中でどうなっているかが大きな問題であると感じている。小さな子供の虐待が大きなニュースになるのは、小さな子供にとって絶対的な存在である父母に虐待されて、それを誰にもアピールできないということがある。そういう子供を助けるという部分においては、児童相談所や家庭裁判所の対応が大きな意味合いを持つのではないかと思う。
- 調停の場合は、病的な虐待よりも経済的な面から来る虐待が多いように感じる。離婚して子供を母親が引き受けたが、経済的な安定がないために、特に母親が若い女性の場合は、自分の楽しみもできずに子供のためだけに働く

ことが大変なようであり、それが原因となる虐待もある。女性の自立とか経済的なこととか、子供に対する考えとかを教育できたら良いと思う。

- 老人福祉施設にも老人虐待がある。大人になっても、親に対する言葉遣いも分からない、親だから子供の言うことを聞くのが当たり前だとか、親に対する関わり方を知らないという、一般社会の常識が欠落してしまっている現象がある。自分の親と一緒に生活することが少なくなってきた、若い母親は逃げ場がないし、子供も助けてもらえる場所がない。また、母親が夫から協力を得られないために夫婦間がうまくいかず、そのストレス解消を子供に対する虐待という形で行う現象も間違いなくある。お年寄りに対しても、児童に対しても、社会全体でみんなで声掛け合って、協力しあって支え合い、情報交換をする。児童虐待も、自分のストレス解消の仕方が分からないという今の社会の歪んだところなのかなとも思うが、基本的には家庭の在り方というところから全て出てきているのかなと感じている。
- 一般論としては、端緒とか、当該事実を認知することが非常に重要である。似て非なるものとしてDV防止に関するものがあるが、対象者はそれなりの年齢に達しており、比較的自らそのシステムを活用できるし、また活用することを期待できる。しかし、幼い児童の場合には、当然、そういうシステムは知らないし、結局、家に閉じこめられたり、あるいは看過されたまま虐待が続けられていくということであり、そういう現象を認知することが必要だという気がする。また、平均審理期間については、もっと短くできないかと思う。どういう作業にどれくらいの時間が掛かっているのか、その時間配分を教えていただきたい。

(裁判所)

28条事件は非常に迅速処理の必要性が高いので、手続の迅速処理に努めている。通常は裁判官による審問を中心にやっていくことになる。審問では申立人である児童相談所の担当者から申立に関する事情等を聴取し、それか

ら虐待をしている保護者から事情や主張等を聴取する。それと連動して、調査命令に基づき必要な調査をすることになり、例えば、調査官が一時保護されている児童のところに行って、児童から話を聞いたり、児童の客観的な状況を知っていると思われる学校や保育園の先生から話を聞いたり、また、児童に関わった色々な公的機関の方からも話を聞いたりするので、場合によっては非常に調査の対象が多くなる。その後、調査の報告をして、必要に応じて審問を重ねるということになるが、その間、調査した内容を報告書にまとめたりするので、かなり迅速処理には努めているが、現状では先程申し上げた日数が掛かることが多い。また、親が審問や調査の呼出に応じないので再度呼出をしたり、あるいは調査官が家庭訪問をして聴取したりする場合には、多少、手続処理の期間が長めになる。それから28条の事件では、自分がやっていることを臆として虐待を否認する親が多いという難しさもある。なお、原則として、調査官は共同調査という態勢で複数の調査官がケースを取り扱い、虐待と認定される具体的な事実としてはどのようなものがあつたのかを的確に把握する努力をしている。

- 家裁での審理期間中、児童が虐待を受けているかどうか確定的な判断はなし得ないが、危険な状態が続いているかもしれない場合に、児童を一時的に預かるようなシステムはないのか。

(裁判所)

児童福祉法28条に基づき申し立てられた場合、大体児童相談所が児童を一時保護しており、児童の身柄は親から分離されている。その後、申立てが認容されると施設の方に収容となり、却下されると親の元に帰っていくことになる。虐待が認定されれば、申立ての認容という結果になるので、非常に危険な状態のケースの場合に、家裁の判断によって児童が戻されることはあり得ないが、場合によっては、施設に収容するのではなく、調整的な関わりで改善することも可能性としてはあり、ケース・バイ・ケースということにな

る。新しい児童福祉法や虐待防止法の改正等の内容によれば、警察等の協力も得られやすくなっており、必ず児童相談所が子供の身柄をきちんと保護するという形で運用されていくと思う。

- そういうシステムがあるのであれば、日数が掛かる場合があるのもやむを得ないが、これまで増加傾向にあり、現状ではなかなか減らすことは難しく、むしろ増えることが懸念される。したがって、家庭裁判所も緊急性ということ十分に考慮されているとは思いますが、今後28条の規定が活用されて裁判所が勧告をすることによって判断が遅れるのではどうかと思うので、より一層早い判断をしていただければと思う。

(裁判所)

緊急性に関しては、28条の結論を出すまでの期間を短縮していくという問題がある。それから、結論を出すまでの間の緊急な場合に、危険な状態にある児童について審判前保護処分の措置を執れるように、現在、特別家事審判規則の改正が検討されているという現状がある。

- 離婚などに絡んで子供を取り合う事例が結構ある。母親に問題があり、できれば父親が親権を取って子供を引き取りたいが、父親は働きに出るため、結局、年金暮らしの年老いた親が子供を育てることになるということで、母親が無理に子供を連れて行く例がある。そうすると母親が精神的に非常に不安定で乱暴になって子供の虐待に繋がるのが予想されるが、生活条件が不安定ということが一番の根本原因だと思う。それから、老人虐待の問題は、介護に疲れて親子の間でも身体的に不満をぶつける。社会的にあらゆる場面で弱い者いじめができる条件があり、特殊事例ではなくて一般人でも条件を整えば加害者になり被害者になる社会になっている感じがする。したがって、心理的なケアも含めて、事件が発生する前に、一般的なそういう状況をみんなが知って問題意識を持つように報道機関等で繰り返し喚起し、未然に防止していく方策が必要であると思う。

- 福島で1件，28条を認容する審判をしたことがある。迅速な対応は必要であるが，施設に入れるときは良いけれども，そこから出てくることが必ずある。児童相談所は，親の意に反して申立てをして施設に入れたことで親に恨まれて色々苦情が来たり，その一方で児童が出てくるときに備えて親子の関係を良くして，児童が家庭に戻れるように親子の再統合をする大変な役割を担っているという感想を持っている。個人的な感じとしては，例えばDVにおいて，夫が妻を殴るというケースはどんな理由があっても駄目であり，また，高齢者を殴って躰ですということも駄目であるのに，子供は殴って良いのかという問題がある。やはり体罰はいけないという認識を国民全体が持っていないと，体罰の限界というのはむしろないと思うし，子供はどんなに酷い親でも愛着を持っており，助けを求められないので，親であっても子供を殴るというのは理由を問わずいけないと思う。今まで先生なんかは殴ってもしょがないという時代が長くあったが，先生も体罰は禁止になったので，親も体罰は禁止という方向に意識を変えていく。それから今までは家庭内の問題は家庭内で処理するという意識が強かったと思うが，現代では家庭内の問題は家庭内では処理できなくなっており，日本では他人の家庭内に踏み込んでいくことに躊躇があるが，子供は社会が守っていくという発想の転換が必要だと最近を感じる。
- 参与員とか，裁判員とかがあるが，社会でみんなが子供を大切にするという，自分と子供とは人格が違うという意識が生まれるために，児童のために国民が関わる役みたいなものがあれば良いと思う。緊急性のある事件だけについて家裁に申立てをすれば，児童を保護するというのではなく，社会全体が子供を大事にする。例えば児童員のような，若い母親のせつなさなどを受け止めて助けてくれるようなものがあれば，子供に対しても優しくなれると思うので，そういう点を考えていただきたいと思う。
- 子育て相談員のような専門委員が，幼児がいる家庭を訪問して母親や子供

の状況を把握しながら相談に乗るような社会のシステムがあっても良いと思う。子供はこれからの国を支えていく人材になっていくのであるから、社会全体で協力しあって育てていくシステムがとても大事だと思う。家庭裁判所となると一般の人では入りにくいし、できるならば関わりたくないという意識があるので、家庭裁判所の調停委員等が家庭訪問をしながら、何か問題あるという情報があれば、その状況を把握しながら相談に乗ってあげられるシステムがあって、事件にならないうちに解決の方向に持っていったら良いと思う。

- 家庭裁判所における家事相談について、児童虐待との関わりという点ではどのような状況なのか。今回の児童虐待防止法の趣旨には、それなりに家庭裁判所も関与を強めるということと、各関係機関との連携や社会の児童虐待防止に向かったネットワークの部分に関わっていくということがあると思うが、家事相談について児童虐待問題に対する家裁の関わりを見直す余地はあるのか。

(裁判所)

家庭裁判所の家事相談については、個別のケースについて具体的なアドバイスをするのではなく、例えば調停や審判の申立てを利用して家庭内の問題を解決したいという人に対して、申立て手続等の相談をすることになる。ただし、実際は色々な人が来るので、児童虐待の相談に来た人がいた場合には、児童虐待の専門の相談機関として児童相談所があるということを伝え、その住所や電話番号を教えることになる。したがって、児童虐待に限って言えば、家庭裁判所は、家事相談で対応するというよりも、市町村や児童相談所の窓口に繋ぐという機能を発揮していくことになる。付け加えると、児童虐待の問題は最近の大きな問題であるので、家庭裁判所ではそれをテーマにして関係機関に集まってもらって協議会等を開催しており、そこで連携の取り方等を打ち合わせて、児童虐待の相談等があった場合にはしっかり連携を取れる

ように工夫等をしている。

- 各地区に子育て中の若い母親がいるが、子供と二人きりで、情報が全然なく一日を過ごしていると思う。そういう人に対して、家庭裁判所や公民館が、例えば福島市内なら市内一斉に行動して、悩み事を聞いてあげるような対応ができれば良いと思う。公民館でもやってはいるが、出てくる人は決まっているし、来てくれる人は虐待なんかは問題ないと思うが、来ない人達を何とか救ってあげたい。また、子供達について、一週間公民館に寝泊しながら通学する合宿をして、友達の中でいじめとかがないように指導をしたりしているが、それに出てくる子供は良いが、来ない子供をどのように救ったら良いかという悩みが出てきている。地区の問題にも報道関係や裁判所が行動して、例えば気安く参加できるような話の場を作っただいて、母親が独りで子育てするのではなく、地域の人達に色々なアドバイスをもらえるようなきっかけを作ってみたいと思う。
- 地域が限定されると案内も限定されるが、報道機関等が主催すれば幅広くなると思う。例えばA公民館、B公民館、C公民館が協力して何かをやる中でイベントと併催すれば、公民館に来なかった人でもイベントには来るので、公民館の活動を知るきっかけになると思う。そういうきっかけ作りについては、テレビというメディアとしてのイベント開催のノウハウはあると思うので、そこに家庭裁判所などが連動してタイアップしていければ良いと思う。単体、単体の動きをまとめ上げ、別なイベントとタイアップしながらやっていくと、全然情報が分からなかった若い母親なども自然と参加して、一つのきっかけが掴めると思う。

(裁判所)

家庭裁判所も児童虐待の関連の事件を扱っており、ある程度蓄積された知見等もあるので、そのようなイベント等があれば協力できると思う。ただし、個別具体的なアドバイスということになると、司法機関という立場があるの

で、一般的なこととしての話はできるが、個別具体的な話はなかなか難しいところである。したがって、当然、その部分については行政機関に積極的に動いていただかなければいけないが、タイアップして各々の持分を考えながら役割分担して、色々アピールしていくことは可能だと思う。

色々意見を出していただいたが、家庭裁判所としての職務の改善工夫は当然のこととして、家庭裁判所だけでは解決できない、大きな広がりのある問題であると思われるので、委員から出された意見を参考にして、何らかの機会に関係部署に伝えて実現できるように努力したい。

#### 6 次回期日の指定

平成17年5月30日（月）午後1時15分に指定された。

#### 7 閉会